

## 雑損控除

---

本人又は前年の総所得金額等が 38 万円以下の生計を一にする配偶者その他の親族に災害又は盗難等による資産の損失がある場合に控除されます。

【控除額】= ア(損失額－保険等により補てんされた額)－(総所得金額等の合計額×1/10)

イ(災害関連支出－保険等により補てんされた額)－5 万円

→「ア」、「イ」いずれか多いほうの金額となります。

## 医療費控除

---

本人、生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合(限度額 200 万円)

【控除額】= 支払った医療費－保険等により補てんされた額

－[(合計所得金額×5%)又は 10 万円 のどちらか小さい額]

## 社会保険料控除

---

本人、生計を一にする配偶者その他の親族の社会保険料を支払った場合(給与から控除された場合を含む)。

【控除額】= 支払った金額の全額

## 小規模企業共済等掛金控除

---

小規模企業共済制度の掛金(旧第 2 種共済掛金を除く)、確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金、又は心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合。

【控除額】= 支払った金額の全額

## 生命保険料控除

---

一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の支払額について、下記のとおり控除されます。

【控除額】= 下記のとおりとなります。

○平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約分(新契約)

ア 一定の一般生命保険の掛金を支払った場合

12,000 円以下 .....その全額

12,000 円超、32,000 円以下...(支払った保険料)×1/2+6,000 円

32,000 円超、56,000 円以下...(支払った保険料)×1/4+14,000 円

56,000 円超 .....28,000 円

イ 一定の個人年金保険の掛金を支払った場合

12,000 円以下	.....その全額
12,000 円超、32,000 円以下	...(支払った保険料)×1/2+6,000 円
32,000 円超、56,000 円以下	...(支払った保険料)×1/4+14,000 円
56,000 円超	.....28,000 円

ウ 一定の介護医療保険料の掛金を支払った場合

12,000 円以下	.....その全額
12,000 円超、32,000 円以下	...(支払った保険料)×1/2+6,000 円
32,000 円超、56,000 円以下	...(支払った保険料)×1/4+14,000 円
56,000 円超	.....28,000 円

「ア」+「イ」+「ウ」の額が控除されます。最高限度額は **70,000 円** となります。

○平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約分(旧契約)

ア 一定の一般生命保険の掛金を支払った場合

15,000 円以下	.....その全額
15,000 円超、40,000 円以下	...(支払った保険料)×1/2+7,500 円
40,000 円超、70,000 円以下	...(支払った保険料)×1/4+17,500 円
70,000 円超	.....35,000 円

イ 一定の個人年金保険の掛金を支払った場合

15,000 円以下	.....その全額
15,000 円超、40,000 円以下	...(支払った保険料)×1/2+7,500 円
40,000 円超、70,000 円以下	...(支払った保険料)×1/4+17,500 円
70,000 円超	.....35,000 円

「ア」+「イ」の額が控除されます。最高限度額は **70,000 円** となります。

＜新契約分と旧契約分の両方で控除の適用を受ける場合の計算＞

一般生命保険料と個人年金保険料について新契約と旧契約両方の適用を受ける場合には、次の A 及び B の金額の合計額です。ただし、その場合の上限額はそれぞれ 28,000 円となります。

一般生命保険料の場合

- A. 新契約の支払保険料については、新契約のアにより計算した金額
- B. 旧契約の支払保険料については、旧契約のアにより計算した金額

個人年金保険料の場合

- A. 新契約の支払保険料については、新契約のイにより計算した金額
- B. 旧契約の支払保険料については、旧契約のイにより計算した金額

(注)新契約分と旧契約分で控除の適用を受ける場合でも最高限度額は **70,000 円** となります。

## 地震保険料控除

---

次のアとイの場合により、それぞれの合計額が控除されます。(最高限度額 25,000 円)

**【控除額】= 下記のとおりとなります。**

ア 本人、生計を一にする配偶者又はその他の親族が所有する家屋又は家財を対象に、保険又は共済の目的とする損害保のうち地震等損害部分の保険料又は掛金

50,000 円以下.....(支払った保険料)×1/2

50,000 円超.....25,000 円

イ 平成 18 年 12 月 31 日までに締結した本人、生計を一にする配偶者又はその他の親族が所有する家屋又は家財を対象に保険又は共済の目的とする損害保険(保険期間や共済期間が 10 年以上で満期返戻金が支払われるもの)

5,000 円以下 .....その全額

5,000 円超、15,000 円以下...(支払った保険料)×1/2+2,500 円

15,000 円超 .....10,000 円

## 障害者控除

---

本人、控除対象配偶者又は扶養親族が障害者の場合

**【控除額】= 一般障害者 1 人につき 26 万円**

**特別障害者 1 人につき 30 万円**

(控除対象配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者(注)の場合は 1 人につき 53 万円)

(注)同居の特別障害者とは、本人又は配偶者若しくは本人と生計を一にするその他の親族と同居している特別障害者をいいます。

(本人とは別居であっても他の扶養親族と同居であれば該当します。)

## 寡婦控除

---

本人が下記のいずれかの条件にあてはまる場合

ア 夫と死別し、又は離婚した後婚姻していない人や夫の生死が明らかでない人で、扶養親族又は前年の総所得金額が 38 万円以下の生計を一にする子がある人

イ 夫と死別した後婚姻していない人や夫の生死が明らかでない人で前年の合計所得金額が 500 万円以下の人

**【控除額】= 26 万円**

(前年の合計所得金額が 500 万円以下でかつ扶養親族である子を有する人は **30 万円**)

## 寡夫控除

---

本人が妻と死別し、又は離婚した婚姻していない人や妻の生死が明らかでない人で前年の総所得金額等が 38 万円以下の生計を一にする子がある人で、かつ、前年の合計所得金額が 500 万円以下の人

**【控除額】= 26 万円**

## 勤労学生控除

---

自己勤労に基づく給与所得があり、かつ、前年の合計所得金額が 65 万円以下で、合計所得金額のうち給与所得以外の所得が 10 万円以下の学生

【控除額】= 26 万円

## 配偶者控除

---

本人と生計を一にし、前年の合計所得金額が 38 万円以下の配偶者である場合

【控除額】= 33 万円【老人配偶者の場合...38 万円】(老人配偶者とは年齢 70 歳以上の配偶者をいいます。)

## 扶養控除

---

本人と生計を一にし、前年の合計所得金額が 38 万円以下の扶養親族がある場合

【控除額】= 下記のとおりとなります。

特定扶養親族 1 人につき 45 万円(年齢 19 歳以上 23 歳未満の扶養親族をいいます。)

老人扶養親族 1 人につき 38 万円(年齢 70 歳以上の扶養親族をいいます。)

同居老親等扶養親族 1 人につき 45 万円(老人扶養親族のうち本人又は配偶者と同居している直系尊属をいいます。)

一般の扶養親族一人につき 33 万円(上記以外の扶養親族が

該当します。)

## 基礎控除

---

すべての納税義務者

【控除額】= 33 万円

## 配偶者特別控除

### <平成 31 年度からの計算方法>

【配偶者の合計所得金額】	【本人の合計所得金額】		
	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
38 万円超、90 万円以下	<b>33 万円</b>	<b>22 万円</b>	<b>11 万円</b>
90 万円超、95 万円以下	<b>31 万円</b>	<b>21 万円</b>	<b>11 万円</b>
95 万円超、100 万円以下	<b>26 万円</b>	<b>18 万円</b>	<b>9 万円</b>
100 万円超、105 万円以下	<b>21 万円</b>	<b>14 万円</b>	<b>7 万円</b>
105 万円超、110 万円以下	<b>16 万円</b>	<b>11 万円</b>	<b>6 万円</b>
110 万円超、115 万円以下	<b>11 万円</b>	<b>8 万円</b>	<b>4 万円</b>
115 万円超、120 万円以下	<b>6 万円</b>	<b>4 万円</b>	<b>2 万円</b>
120 万円超、123 万円以下	<b>3 万円</b>	<b>2 万円</b>	<b>1 万円</b>
123 万円超	<b>0 円</b>	<b>0 円</b>	<b>0 円</b>